

令和4年1月7日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和4年1月7日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 1番 山崎 清弘 3番 棒引 昭治

議 長 皆さん、あけましておめでとうございます。また本年もよろしくお願
いします。どうでしたか、平穏なお正月のように思えたんですけども、いき
なりまた正月明けにこんなコロナの話が出て大変な騒ぎになって、これか
ら先また大変な心配をせねばらんと感じておりますけれども。それで皆さ
ん、机の上にもあるように、リホーム事業の関係で、農業新聞にこういう
風に田辺市農業委員会が取り上げられまして、大変光栄なことと思ってお
りますし、また、常日頃皆様のご協力のおかげと、また、農業振興課も
大変力を入れてくれておりますし、また、JAもこういった活動に関して
力添えをいただいております。まあ、この件は大変金額もかさみますし、
大変有意義な事業と思っております。しかしながら、遊休農地を全面的に
解消するというようなことまでは、行きにくいようなことでございまして、
私自身は、もう少し優良農地をどうやって守っていくかというようなと
ころに方向転換していかなと、なかなか優良農地を守っていくこと自
体が難しいような状況になっているように思われます。こういった面も皆
さんと相談しながら、また、市や県と相談しながら、和歌山県にあった農
地利用を進めていただいたらいいなと思っております。本日もよろしくお
願いします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告につ
いて、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。
1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、617㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、
借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年11月
25日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇畑、3、752㎡、貸人は〇〇〇、
〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和
3年11月25日です。以上、合意解約の報告です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ご
ざいませんか。

1番委員より利用権設定の合意解約について質問あり、農振課岡本が経過
や手続きの流れついて説明を行う。

議 長 他にございませんか。それでは合意解約の件は報告とさせていただきます。

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による
利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利
用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、
1, 111㎡、他1筆、合計1, 153㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、
借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で年間20, 000円、
持参払い、期間は令和4年2月1日から令和7年1月31日の更新です。
2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 507㎡、他8筆、合計26, 453
㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の
梅、期間は令和4年2月1日から令和5年1月31日の更新です。3番、
〇〇〇字〇〇〇〇、田、361㎡、他2筆、合計1, 435㎡、貸し手は
〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は
令和4年2月1日から令和5年1月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇
〇〇〇、田、700㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇
〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和4年2月1日から令和7年1月31
日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、948㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和4年
2月1日から令和10年1月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、
畑、984㎡、他1筆、合計1, 324㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、
借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年2月1日から
令和34年1月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、766
㎡、他2筆、合計3, 224㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇
〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年2月1日から令和24年
1月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、383㎡、他1筆、
合計2, 817㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇
〇、使用貸借の梅、期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日の
新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、702㎡、他1筆、合計1, 3
66㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸
借の梅、期間は令和4年2月1日から令和24年1月31日の新規です。
10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5, 418㎡、他1筆、合計6, 555
㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の
梅、期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日の新規です。11
番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 847㎡、他2筆、合計4, 073㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみか
ん、期間は令和4年2月1日から令和10年1月31日の新規です。12
番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 499㎡、他1筆、合計11, 065㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、
期間は令和4年2月1日から令和7年1月31日の新規です。13番、〇
〇〇字〇〇〇〇、田、909㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇
〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和4年2月1日から令和9年
12月31日の新規です。合計13件、33筆、62, 022㎡、貸し手
12名、借り手6名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番に対して異議ありません。
議	長	はい、2番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、3番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親子関係なので新規ですけれども異議ございません。
議	長	はい、4番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番に対して異議ありません。
議	長	はい、5番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番につきましては異議ありません。
議	長	はい、6番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6番異議ありません。
議	長	はい、7番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7番の案件については、〇〇さん高齢により作れないということで、息子さんは近くにいるんですけども、別の事業をやっているので公社を通じて借りてもらうということで異議ありません。
議	長	はい、8番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番について異議ありません。
議	長	はい、9番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番について異議ございません。10番、11番についても、この農地を耕作している方が最近亡くなられてまして、公社を通じて借りてもらうということで異議ございません。
議	長	はい、12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、13番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、以上13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権の移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。
農振課	岡本	田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 639㎡、他2筆、合計5, 781㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は600万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和4年1月14日、所有権移転の時期は令和4年1月14日です。合計1件、3筆、5, 781㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、所有権の移転について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。あっせんによるものなので異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。岡本君、ありがとうございました。
(農振課 岡本退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、誰もございません。本日の会議録署名委員に、1番山崎委員さん、3番棒引委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号特定農地貸付の承認について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は731㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,199㎡、他10筆、合計8,187.18㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は869㎡、他1筆、合計2,140㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は145㎡、他11筆、合計3,560㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は3,828㎡、他2筆、合計5,017㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は272㎡、他1筆、合計463㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は764㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は758㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は70㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上9件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していません。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この物件につきましては、〇〇さんが〇〇さんに現在貸しております。それを解約して買ってほしいという申し出があつて購入するもので異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親子間の贈与で異議ありません。
議	長	はい、3番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この物件につきましては、〇〇さんが高齢で農業を続けるのが難しくなったところ、隣接者の〇〇さんが耕作するという事で異議ありません。
議	長	はい、4番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。兄弟の贈与ということで異議ございません。
議	長	はい、5番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、6番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6番、7番とも異議ございません。
議	長	はい、8番
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番、9番異議ございません。
議	長	以上、農地法第3条申請9件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は913㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟219.68㎡、駐車場・道路等693.32㎡、合計913㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書が添付されております。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は419㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟143.05㎡、庭園・駐車場275.95㎡、合計419㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は47㎡、他1筆、合計1,419㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、使用目的及び規模は住宅・倉庫・大工作業場・車庫384.34㎡、資材置場他1,034.66㎡、合計1,419㎡、着工日、工

事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は道路、ため池、宅地、山林に囲まれた小集団の第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は379㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟116.68㎡、駐車場・庭262.32㎡、合計379㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年10月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は道路、河川、宅地、山林に囲まれた小集団の第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は760㎡、他2筆、合計1,182㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,182㎡、44kw、パネル192枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和2年11月30日抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は299㎡、他3筆、合計1,464㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は丸太置場、車両・資材置場、薪割り作業場1,464㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意共に不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。農地法第5条申請について、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月5日に〇〇委員、岡内局長、松平係長と私とで現地調査に行っていました。5日の日は心配された天気も本宮、龍神経由だったんですけども、天候に恵まれまして8時半に〇〇〇〇を出発し、3時前に〇〇〇〇へ帰ってきました。内容は5条が6件、2条証明が4件、形状変更が3件合計13件です。それでは5条を報告させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約300m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響は、東側宅地、西側畑と宅地、畑の同意はあります。南側宅地、北側市道となっており、〇〇〇〇水利組合連合会及び〇〇〇〇水利組合の同意があります。始末書があり、農地法の許可が必要とは知らず、梅干場として利用していたということです。転用理由、選定理由については、譲渡人は、申請地で花きを栽培し、その後、梅干場として貸し出していました。この度譲受人からの要望もあり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容について、分譲住宅4棟、切土10cm、盛土15cmから60cmです。排水等は、合併処理後、新設道路側溝を経由し、雨水とともに北側市道側溝へ放流します。許可相当と考えます。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況及び

周囲への影響は、東側市道、西側宅地、南側宅地、北側田で譲渡人の所有地です。〇〇〇〇水利組合連合会及び〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由については、譲受人は、現在の住居周辺で新たな住宅用地を探しており、この度、譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容について、住宅1棟、盛土34cmから53cmです。排水等は、合併処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流します。許可相当と考えます。3番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約400m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響は、東側水路、西側市道、南側畑で同意があります。北側宅地です。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由については、譲渡人は、高齢のため維持管理が困難となっていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、住宅及び大工作業場用地として転用するものです。転用内容について、住宅・大工作業場等、切土盛土なしです。排水等は、合併処理後、雨水とともに東側水路へ放流します。許可相当と考えます。4番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側畑で同意ありです。西側田で同意ありです。南側雑種地、北側県道です。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由については、貸人と借人は親子です。借人は、現在の住居が手狭となり、新たな住宅用地を探していたところ、この度、話がまとまり、転用するものです。転用内容について、住宅1棟、盛土70cmです。排水等は、合併処理後、雨水とともに北側県道側溝へ放流します。許可相当と考えます。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約200m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側雑種地、西側田と県道で田の同意はあります。南側市道、北側田と里道で田の同意ありです。水利同意は不要です。転用理由、選定理由については、賃貸人は体力的に維持管理が困難となっていたところ、この度、賃借人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として賃貸借するものです。20年間の土地賃貸借契約となっています。転用内容について、太陽光発電施設、パネル192枚、44.0kw発電設備、切土盛土はなしです。排水等は、雨水は自然浸透とします。許可相当と考えます。6番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約1.2km、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側田で申請者の所有です。西側山林、南側山林、北側県道です。水利同意は不要です。転用理由、選定理由については、譲渡人は高齢のため、耕作が困難となっていたことから、この度、丸太置場などほか、薪割り作業場として転用するものです。転用内容について、丸太、車両・資材置場、薪割り作業場、切土盛土はなしです。排水等は、雨水は自然浸透とします。許可相当と考えます。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番の案件ですけれども、〇〇〇〇さん長い間ハウスでバラを作ってたんですけども、途中で農業をやめて別の仕事に就かれました。その中でハウスを梅干場に貸したということで、私が農業委員になる前に梅干場になってたと思います。そのような状況で私も申請していないというのを知らずに、申し訳ありませんでした。この案件については、調

査委員さん報告のとおりでありまして特に異議ありません。2番の案件についても、〇〇さんの知り合いの〇〇さんが譲ってほしいということで、異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。

〇〇番〇〇です。〇〇さんはかなり高齢で田んぼを埋め立てて梅を植えたかったんですけど、水が溜まってすぐ枯れてしまうというところで、もう85歳になってきたんで、そろそろ百姓もできんということで異議ありません。4番についても、現地調査の委員さんの報告のとおりで異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、6番。

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長

はい、議案第2号農地法第5条申請6件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

6ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は889㎡、他2筆、合計1,120㎡、申請人は〇〇〇〇、申請地は、平成5年頃から梅生育不良が発生したため、平成7年頃から耕作しておらず、その後山林化し、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は515㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、願出人が昭和56年頃、大阪に転出して以来耕作されておらず、その後、山林化し、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は122㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和46年頃に願出人一家が引越して以来、耕作しておらず、その後、山林化し、現在に至っています。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は90㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和57年頃から耕作しておらず、その後、山林化し、現在に至っています。以上4件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査、2条の報告をさせていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約2km、現況は山林です。それから隣接状況及び周囲への影響ということですが、周りはすべて山林ということですが、非農地となった経緯、理由ですけれども、申請地は、平成5年頃から梅の生育不良が発生し、平成7年頃から耕作しておらず、その後山林化し、現在に至っておるということで、近隣住民及び地元農業委員の証明もありまし

て、見た目も山林という格好で非農地であると認められると思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約2km、現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響は、東側は畑と山林、南側は山林、西側と北側は畑ということです。非農地となった経緯、理由ですけれども、申請地は、願出人が昭和56年頃、大阪に転出して以来耕作されておらず、その後、山林化し、現在に至っておるということで、かなり杉の木も大きくなっていました。これも近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、非農地であると認められると思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約9km、現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響は、周りはすべて山林ということです。非農地となった経緯、理由ですけれども、申請地は、昭和46年頃に願出人一家が引越して以来、耕作しておらず、その後、山林化し、現在に至っておるということで、これも近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、非農地であると認められると思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約2.4km、現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響ということで、東側は畑、南側と西側は山林、北側は市道ということです。非農地となった経緯、理由ですけれども、申請地は、昭和57年頃から耕作しておらず、その後、山林化し、現在に至っておるということで、これも近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、非農地であると認められると思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現調委員さんのおり異議ありません。
はい、2番。
〇〇番〇〇です。只今の現調委員さんの報告のおりで異議ありません。
はい、3番。
〇〇番〇〇です。申請地は〇〇地区というところで、ここに書かれているとおりに、昭和46年当時、〇〇〇〇が〇〇地区が交通の便が悪く、孤立しているということで、〇〇の〇〇〇〇というところに集落移転住宅を整備し、集団移転した地域となります。山林化はやむを得ないと思いますし、異議ありません。

議 長
〇〇番 委員
議 長

はい、4番。
〇〇番〇〇です。異議ありません。
はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。
それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長

8ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,413㎡の内621㎡、他2筆、合計8,928㎡の内1,857㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は整地して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意はございます。水利同意は不

要です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は534㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持ち分3分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持ち分3分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持ち分3分の1)、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、隣接同意はございます。水利同意は不要です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は129㎡の内65㎡、他1筆、合計176㎡の内112㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して椎茸・自然薯畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意は不要です。水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。形状変更について、報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約500mで、現況は畑です。何も植わってませんでしたけども。隣接状況及び周囲への影響ということで、東側は畑で同意があります。西側と南側は山林、北側は畑で申請者の所有地です。水利同意は不要です。形状変更理由としまして、ちょっと急な畑だったんで、整地して梅畑にしたいとのことです。内容としまして、切土80cm。排水等は雨水は自然浸透ということで、隣接同意もありますので、許可相当かと思いません。以上です。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。続きまして、2番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約100m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側宅地、西側畑、同意はあります。南側雑種地、北側雑種地となっております。水利組合の同意は不要です。形状変更理由は盛土して梅畑にしたいとのことです。内容は盛土90cmです。排水等は、雨水は自然浸透とします。許可相当と考えます。3番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約500m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響は、東側田と里道、田は申請者所有地です。西側市道、南側市道、北側宅地と雑種地と里道となっております。〇〇水利組合の同意があります。形状変更理由は盛土して椎茸・自然薯畑にしたいとのことです。内容は盛土50cmから1mです。排水等は、雨水は自然浸透とします。許可相当と考えます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは梅の加工を行っており、後継者のお孫さんも農業をしておりますので、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんの報告のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地

松平 係長 等売渡あつせん申し出について、事務局の説明をお願いします。

10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は41㎡、他5筆、合計2,631㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2000kgですが、1916-1と1917-1は現在伐採している状態です。希望価格は2,224,697円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,952㎡、他1筆、合計8,431㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2000kg、希望価格は800万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,752㎡、他4筆、合計7,896㎡、作物は梅とみかん、10アール当たりの収穫量は3127-1が梅、2,000kg、3128がみかん、500kg、3335-1、3340-1が梅、1,500kg、3657がみかん、300kgとなっています。希望価格は3127-1が184万円、3128が20万円、3335-1が62万円、3340-1が94万円、3657が31万円となっています。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、土地の状況について地元委員さんから説明をお願いします。1番から。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この6筆なんですけど、場所は3ヶ所に分かれます。〇〇〇〇の1筆ですけども、梅の木が植わっておりまして、東向けに植えております。次の〇〇〇〇というところの2筆ですけど、隣接しておるんですけども、東向けで少し段々畑がございます。〇〇〇〇の少し上の方の斜面のところにあります。〇〇〇〇の3筆なんですけども、〇〇〇〇を渡った県道沿いの左下にあります。元は田んぼだったところで、梅をずっと植えていたんですけども、今は全部更地にしています。この6筆にはモノラック、スプリングラーはございません。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここの畑なんですけども、〇〇さんは今まで利用権の設定で、〇〇〇〇の若い方に耕作してもらっていたんですけども、その方が別の畑を買ったんで、自分も年で田辺から通っていくのも大変なんで、誰か買っていただけないかということで、元々川向いの一面になるんで便利もよく、道もありますし、そこそこ去年の収穫量もあるんで、誰か買ってくれないかということです。以上です。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、県道〇〇〇〇線を登って行ったところで、〇〇〇〇が〇〇地区にありまして、上の2筆が〇〇〇〇の東側に当たるところで、土地の状況は東から南、西に盛ったような土地で急ではありませんけれども段々畑であります。みかん畑の方にはモノラックがあります。次の2筆については、これも〇〇〇〇からちょっと上の方に100mほど行ったところがございます。ここは、南西向きと南向きということでございます。ちょっと2ヶ所に離れております。ここにはモノラックはございませ

ん。最後の〇〇〇〇というところですけども、これは平たん地で1枚畑となっておりまして。モノラックはございません。現在、先程の利用権の合意解約の件もございましたように、それぞれきちんと申請地は解約しており、きちんと整備された畑でございます。以上です。

議 長 それでは議案第5号農地等売渡あっせん申し出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上あっせんについて、委員さん方ご苦労ですが、よろしくをお願いします。続きまして、議案第6号特定農地貸付の承認について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。議案第6号特定農地貸付の承認についてです。特定農地貸付けの承認について、次のとおり「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項」の規定により田辺市農業委員会の承認を求めます。ということで、令和3年1月26日付で〇〇〇〇から申請が出されております。この承認にあたり、〇〇〇〇から、次のページのとおり、貸付規定が出されておりますので、重要なところだけ読ませていただきます。まず最初に目的ですが、第1にありますように、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的としております。次に、貸付主体については、第2に書かれておまして、〇〇〇〇となっております。貸付対象農地につきましては、次ページの別表に記載されております。番号1、所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は登記簿1,295㎡の内574㎡、権利の種類は賃借権で、土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。貸付の条件についてですが、貸付規定の第4に記載されております。期間は2年間です。更新の申出があった場合は、最長5年間までとなります。1区画当たりの賃料については、年間、4㎡は2,000円、6㎡は3,000円、8㎡は4,000円となっております。第4の第2項(2)の禁止事項について、貸付け農地においては、営利を目的として作物を栽培してはならないことになっております。次に募集の方法ですが、第5に記載があり、チラシ、掲示等による一般公募を行うということです。募集の期間は、原則として農地を貸し付ける日の6ヶ月前からで、承認を得られたらすぐにかかるとのことでした。次に借受者の選考方法なんですが、第7の第2項に書かれており、申込者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するということです。以上の点が重要である

と思われまので、抽出して読ませていただきました。次のページに申請地の位置図がありまして、その次には実際に、貸付けを行う部分を斜線で表示しております。設備については、駐車場については、申請地の所有者の所有する宅地を利用することになっています。ここには既存の農機具小屋があって、水道等は申請地の貸付部分以外のところにありました。トイレについては、申請地所有者の所有の建物のトイレを利用することになるとのことです。以上、議案第6号特定農地貸付の承認について、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番について。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。12月14日に事務局長と係長と一緒に〇〇さん宅を訪問しました。この〇〇〇〇というのは、元々は〇〇〇〇さんが中心となって立ち上げた法人のようであります。今は代表幹事は別の人に譲っておるんですけども、〇〇〇〇に家があって、〇〇〇〇と〇〇〇〇とをいつも行き来しているような状態です。なぜこのNPO法人が、ここで市民農園をするのかというのは、はじめ聞いても分からなかったんです。このNPO法人の実際の仕事というのは、〇〇〇〇の方に本部がありまして、重度の障害を持っている方、普通の車いすではなく、電動で大きな、人工呼吸器を備えているとか、首から上しか動かせないとか、そういう風な状態、重度の障害を持っている方が在宅でおられる、そこへ行っているいろいろ介護をする、そういう仕事をされている団体でございます。〇〇〇〇にもこうした事務所があるんですけども、将来的には〇〇〇〇にも作れたらなあという、そういう思いであるようです。この市民農園と〇〇〇〇の仕事とが、どういう関わりがあるのかは、まだちょっと分かりにくかったですけども、〇〇〇〇さんの考え方が、自分で何もすることができない重度障害者でも、1ヶ所に集めてそういう場所で介護するのではなく、在宅で一般の健常者と同じように住んでいる状態で、みんなが等しく生活していくのが理想だということで、将来的には集合住宅のようなものを、先程の駐車場に利用するという広い土地があるんですけど、そこへ建てていきたいなという考えを持っています。それが個人では無理なんで、NPO法人で国の方に申請をして、何とか建設できないかなということで、最終的にはそこへ集合住宅のようなものを作って、障害のある方も、健常者もそこへ住んでもらえたらなあということで、そこで一つの交流をできるようにするのに、市民農園のようなものを先に先発でやっておいて、それがある程度定着してきて、何年後かに補助金がもらえて建築できればという、そういう理想を持っているようです。かなりハードルが高いのかなというふうに思うんですが、考え方自体は素晴らしい考え方だと思っております。この市民農園がどれだけ、当面はこの市内在住の一般市民の方が借りてくれると思うんですけど、ちょっと今そういう需要があるのかどうか、疑問な点はあるんですが、今も〇〇〇〇さんの敷地において定期的ではないと思うんですけど、集まりのようなもの、バザー会のようなものを行っているようで、そういうことを行って人集めもしているようであります。それがう

- まくいくように願っておるんですけども。以上が12月14日に訪問した際の内容であります。異議ございません。
- 議 長 はい、説明もございましたけども、大変素晴らしい取り組みだと思っております。それを繋げていっていただきたいと願うばかりでございます。議案第6号特定農地貸付の承認について1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 係長 12ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,616㎡の内2.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱 1本、機器装置一式。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出致しました5条申請8件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

長時間に亘り慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

午後3時10分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 番 委員

3 番 委員

議 長